

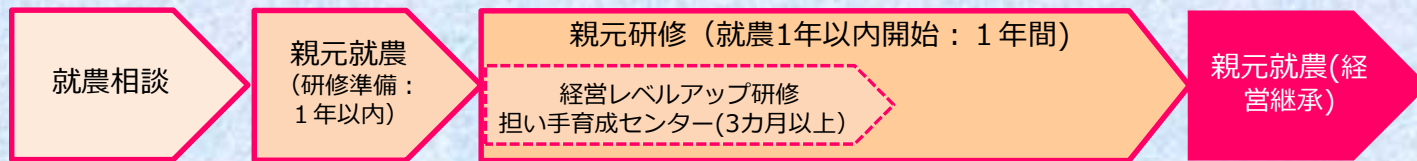
実家の「農業」の継承を応援します！

品目 ユズ、ニラ、小ネギ、青ネギ、ショウガ、オオバ、オクラ

求める人材：1名程度

農家子弟が他産業に従事していて離職した場合や、県外に転出していて帰ってきた場合に親の指導などによって、農業研修を実施して家族での経営を目指して行くご家族の方

就農までの流れ2（親元就農）



私たちがお手伝いします



香美市農林課

本気で頑張る人を応援します。
研修から就農までの計画についてご相談ください。まずは私に相談してください。



中央東農業振興センター

研修中や就農後の、栽培技術や経営管理について、技術職員が地域の実績データに基づいた指導を行います。経営計画の作成も支援します。



J A 高知県香美地区

技術の習得や資金の確保など、就農までには様々な課題がありますが、一つ一つ乗り越えましょう。営農開始後もサポートします。

対象農業者

- ①認定農業者等で子弟に研修を実施できるもの
- ②自らの子弟をUターンさせること
- ③家族経営協定を締結し、それぞれの責任と役割を明確にし、利益の配分を行うこと
- ④面接を受けられること。

対象農家子弟

- ①原則40歳以内
- ②対象農業者の3親等以内にあるもの
- ③親元での研修後、その農業経営を継承また独立・自営就農すること
- ④営農経験（農産物を生産・販売して収入を得る行為）がないこと。家庭菜園は除く。
- ⑤面接を受けられること。

まずはお電話ください！

問い合わせ先：香美市担い手育成総合支援協議会事務局(香美市農林課農政班)

住所：香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

TEL：0887-53-1062 FAX：0887-53-5877

Email：nosei@city.kami.lg.jp

(平成30年度作成)

親元研修の事例

山崎家 (物部地区)

親元就農応援区分を活用、息子の雄一さんが、四万十町にある高知県農業担い手育成センターで3か月間研修。栽培管理の基礎知識や経営管理等について学んだ。その後、親元に帰り経営するユズについて父親の指導により実践研修を行った。



主な支援制度

■新規就農推進事業《親元就農応援区分》(就農後1年間)

・子弟を県外又は他産業からUターン就農させ、研修を行うとともに経営体の改善や発展に取り組む認定農業者へ支援を行います(120万円、1回限り)。

※支援制度の詳細については面接時に説明します

家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各所帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。



家族それぞれの責任、役割を明確にし、利益配分等の取り決めを行う。内容は自由。家族で話し合っ決めていく。

・指導農業者(父)

息子がユズをやるなら基盤はある。栽培面積も拡大して、就農後3年目くらいを目途に自身で経営できるようになればと考えている。支援制度を活用してユズの勉強は地元や親元でできるので、基礎的な農業の知識を担い手育成センターで身につけてほしいと思いこの制度を活用した。

・研修生(子)

ユズ農家に生まれ、大学卒業後すぐに就農も考えましたが、別の仕事も体験したいと思い自衛隊に入隊しました。いずれは、経営を継ぎたいと思っていましたので、4年間で除隊しました。親元では学べない農業の基礎的なことを担い手育成センターで習得できたことや、多くの研修生と交流できたことを、今後の経営にも生かしていきたいと思います。

〇〇家 家族経営協定(例)

- 第1条 協定の目的
- 第2条 経営方針
- 第3条 役割分担
- 第4条 利益の配分

農業経営から生じた収益について、〇〇家の協議のうえで定めた下記の額を毎月〇日に各々へ支払うものとする。

A 万円 B 万円

第〇条 将来の経営移譲

年 月 日

A 氏名 印

B 氏名 印